

## 非常勤講師（短時間勤務会計年度任用職員）募集案内

令和3年2月9日

岡山県教育庁教職員課  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
直通電話 086-226-7581/086-226-7582

岡山県教育庁教職員課では、非常勤講師（地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務会計年度任用職員）を下記のとおり随時募集しています。

### 記

#### 1 勤務場所、任用期間、業務内容、応募資格等

##### (1) 勤務場所

県内全ての公立（岡山市立を除く。）小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

##### (2) 任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間の範囲内で県教育委員会が定めます。

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

##### (3) 業務内容

ア 教諭に準ずる職務

イ その他県教育委員会が必要と認める事項

##### (4) 応募資格

ア 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定による各相当学校の教員の相当免許状を有する者又は同法第3条の2第2項の規定により届け出た者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号及び地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

#### 2 勤務条件、報酬等

##### (1) 勤務日及び勤務時間

週5日以内（1週間当たり30時間未満）

※勤務日及び勤務時間は、あらかじめ所属長が割り振ります。

※休憩時間は、原則として常勤職員の例によります。

##### (2) 週休日及び休日

勤務が割り振られていない日とします。

##### (3) 年次休暇（有給）

週の勤務日数（週以外の期間により勤務日数が定められている場合は年の勤務日数）、任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間（勤務実態が継続している場合は通算）に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める日数が任用時に付与されます。

##### (4) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・ 有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住所滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季）
- ・ 無給（産前産後、子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病・健診、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

##### (5) 報酬等

基本報酬：時給2,660円（一般指導の場合の令和2年度実績。変更される場合があります。）

通勤に要する費用：一般職員に準じて計算し勤務日数に応じて日額で支給

※上記のほか、期末手当が支給されます（次の要件を全て満たす場合に限る）

- ・基準日（6/1 及び 12/1）に在職している（基準日前1月以内の退職含む）
- ・任用期間が6月以上
- ・任用期間中の総勤務時間を任用期間全期間で平均した週当たりの勤務時間が15時間30分以上

※上記のほか、一般職員に準じて地域手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬が支給される場合があります。

(6) 社会保険等

雇用保険、健康保険、厚生年金保険が適用されます。（勤務時間が一定時間以上である等一定の要件を満たす場合）

公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険あるいは公務災害補償に準じた補償が適用されます。

(7) その他

勤務条件の詳細については、規則によることとします。

地方公務員法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

### 3 募集申込みの受付

(1) 受付期間 下記受付場所において随時受け付けます。

(2) 受付時間 8時30分から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付場所 第1希望とする校種によって送付先が異なります。

ア 特別支援学校が第1希望の場合

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県教育庁教職員課 義務教育人事班

問い合わせ電話番号：086-226-7581

イ 小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）が第1希望の場合

〒700-8678 岡山県岡山市北区石関町2-1 岡山県総合福祉会館2階

岡山教育事務所 義務教育支援課

問い合わせ電話番号：086-221-7751

〒708-8510 岡山県津山市田町3-1

津山教育事務所 義務教育支援課

問い合わせ電話番号：0868-24-8705

ウ 高等学校、中等教育学校（後期課程）が第1希望の場合

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県教育庁教職員課 高校教育人事班（又は希望する高等学校、中等教育学校（後期課程））

問い合わせ電話番号：086-226-7582

(4) 提出書類 岡山県公立学校講師等登録申込書（別紙様式）

(5) 注意事項 他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

### 4 募集の流れについて

(1) 試験会場 講師登録申込書受理後別途お知らせします。

(2) 試験日時 講師登録申込書受理後別途お知らせします。

(3) 試験内容 経歴評定、口述試験